

病院情報システム運用管理業務委託仕様書

1 目的と基本方針

本業務委託は、長崎みなとメディカルセンター（以下、「当院」とする）において稼働している病院情報システムの安定稼働ならびに円滑な運用を図るため、受注者が専任の技術者を配置することで病院職員からの問合せ対応、各システムベンダとの作業調整、障害対応、機器の増設・設定変更、各種データ処理等病院情報システムの運用管理に係る業務を遂行することを目的とする。

2 業務場所

長崎みなとメディカルセンター（長崎県長崎市新地町6-39）

3 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（12か月）

4 業務時間と技術者の配置

土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日、休日ならびに年末年始（12月29日～翌年1月3日迄）を除くすべての平日において、次の勤務体系にて本委託業務専任の技術者を3名配置すること。

- ① 早出 午前7時30分から午後4時30分（休憩1時間） 1名
- ② 中間 午前8時30分から午後5時30分（休憩1時間） 1名
- ③ 遅出 午前9時30分から午後6時30分（休憩1時間） 1名

5 技術者の資質

- ① 配置する技術者は、受注者と直接雇用契約を締結し、本仕様書に定める業務を遂行するために十分な資質、能力を有する者であること。
- ② 配置する技術者については、管理責任者（1名）、業務従事者（2名）とし、管理責任者については当院もしくは当院と同等規模以上の病床数、機能を有する病院の情報システム運用管理に係る業務の経験を3年以上有する者を充てること。
- ③ 円滑な業務遂行がなされるよう、技術者については委託期間内において同一の者を継続的に配置すること。やむを得ず配置する技術者を交代させる場合においては交代要員への十分な引継、教育を行い、業務への影響を与えないよう配慮すること。

6 休暇の取得

- ① 技術者については、受注者と技術者の雇用契約における労働条件ならびに労働基準法に基づき休暇の取得を可能とする。ただし、委託業務への影響が発生しないよう配慮を行うこと。また、休暇取得時は病院担当職員への報告を行うこと。
- ② 病休等にて休暇が長期に及ぶ場合においては、受注者の責において代替要員を配置すること。

7 時間外勤務

- ① 障害対応等やむを得ない事由にて本仕様書「4 業務時間と技術者の配置」に定める勤務時間外に業務が発生する場合については、労働基準法等関連法規の定める範囲において時間外勤務を行うこと。
- ② 受注者は毎月ごとの時間外勤務の発生時間ならびに必要性を示す報告資料を作成し、翌月 10 日までに病院担当者へ提出すること。
- ③ 時間外の役務提供に係る費用についても本委託契約に含むこととする。

8 業務対象範囲

管理対象となる当院資産の範囲は次のとおりとする。

- ① 病院情報システムに係るハードウェア全般
各病院情報システムのサーバ機、クライアント端末（パソコン、スマートフォンなど）、プリンタ、スキャナ、バーコードリーダー、複合機等
- ② 病院情報システムに係るソフトウェア全般
電子カルテシステムや各種部門システム等の病院として運用を行う上で必要となるソフトウェア類
- ③ 医療情報ネットワーク
L3 及び L2 スイッチ、無線アクセスポイント LAN ケーブル、ハブ等
- ④ 電子カルテ更新に伴う作業全般
- ⑤ 院内における電子機器を用いた各種ツールの作成全般
マニュアル動画作成、患者説明用動画等

9 業務対象および業務内容

別紙 1「病院情報システム運用管理業務委託 要求仕様書」に定める。

10 業務環境

- (1) 業務遂行場所
平時においては当院の 8 階 SE 室へ常駐するもの。
- (2) 貸与物品等
業務の遂行のため以下の物品については発注者より無償で貸与する。
 - ① 什器（机・椅子・ロッカー）
 - ② 電信・電話機器（インターネット回線・内線電話・PHS）
 - ③ 電算機器（医療情報システム用、インターネット用 PC、プリンタ）
 - ④ 当院フォーマットの名札・セキュリティカード

11 業務従事者の健康管理

- ① 受注者は、配置する技術者の健康管理について、常に細心の注意を払うと共に、労働安全衛生法に基づく健康診断を採用時及び年 1 回実施し、受けさせること。また、委託者が必要と認める場合は、依頼に基づき実施状況を報告すること。
- ② 受注者は、配置する技術者の抗体検査を実施し、HBs 抗体、水痘、麻疹、風疹及び

ムンプスの抗体検査において陽性が確認出来る者、又は陰性者においては就業前にワクチン接種を済ませた者とし、これらの検査、ワクチン接種の確認ができる名簿を提出すること。就業前に間に合わない場合は、速やかに実施し、報告すること。

- ③ 受注者は、配置する技術者にインフルエンザ流行期に入る前に予防接種を実施することが望ましい。
- ④ 受注者は、配置する技術者に発熱、発熱を伴う発疹、下痢、嘔吐等の感染症が疑われる症状がある場合は業務従事を控えさせること。当該症状焼失後、医師の承諾を得てから業務に従事させること。以上に該当する場合は委託者事務担当へ報告すること。

12 その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、その都度双方で協議し、決定する。